



県章

# 山形県公報

平成30年7月13日（金）

第2960号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…698
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ 同 ）…699
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）…同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（ 同 ）…700
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…701
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）…702
- 同……………（ 同 ）…同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）…703
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…704
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…705
- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………（ 同 ）…同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（林業振興課）…706
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………（建築住宅課）…同
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………707

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁総務課）…同
- 同……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 一般競争入札の公告……………（警 察 本 部）…708
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（ 同 ）…710

### そ の 他

- 平成30年度行政書士試験の実施……………（市町村課）…同

## 告 示

### 山形県告示第560号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成30年6月19日招集した山形県議会定例会は、同年7月6日閉会した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 新庄金沢デイサービス 新庄市金沢1863番1号	通 所 介 護	平成30. 7. 1

### 山形県告示第562号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 新庄金沢 訪問介護 新庄市金沢1863番1号	訪 問 介 護	平成30. 7. 1

### 山形県告示第563号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア新庄金沢 新庄市金沢1863番1号	通 所 介 護	平成30. 6. 30

### 山形県告示第564号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア新庄金沢 新庄市金沢1863番1号	訪問介護	平成30. 6. 30

**山形県告示第565号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉村美栄子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
SOMPOケア株式会社 東京都品川区東品川四丁目12番8号	SOMPOケア 新庄金沢 訪問介護 新庄市金沢1863番1号	居宅介護 重度訪問介護	平成30. 7. 1

**山形県告示第566号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉村美栄子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ジャパンケアサービス 東京都品川区東品川四丁目12番8号	ジャパンケア新庄金沢 新庄市金沢1863番1号	居宅介護 重度訪問介護	平成30. 6. 30

**山形県告示第567号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉村美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
なりさわ歯科クリニック	山形市成沢西一丁目6番48号	平成30. 2. 1
永田歯科医院	山形市大字松原303番地10	同 2. 16
桜井歯科医院	鶴岡市大山二丁目19番11号	同 3. 1
山形眼科	山形市香澄町二丁目4番1号	同 4. 1
ふくろう薬局	米沢市窪田町窪田117番地19	同

地 見 興 屋 診 療 所	酒田市地見興屋字前割9番地の1	同
飛 島 診 療 所	酒田市飛島字勝浦甲66番地	同
松 山 診 療 所	酒田市字西田8番地の1	同
一般社団法人酒田地区薬剤師会 カイエ イ薬局	酒田市千石町二丁目6番13号	同
さ く ら 調 剤 薬 局	南陽市赤湯340番地2	同
宮 内 さ く ら 調 剤 薬 局	南陽市宮内4549番地1	同
ふるかわ整形外科クリニック	山形市南四番町7番18号	同 5. 1
桜 田 調 剤 薬 局	山形市桜田東二丁目9番19号	同
ウエルシア薬局 東根中央店	東根市中央二丁目1番25号	同
真 室 川 薬 局	最上郡真室川町新町408番地2	同

## 山形県告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
ふみぞの歯科・矯正歯科  
鶴岡市文園町3番6号
- 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
文園矯正歯科	ふみぞの歯科・矯正歯科	平成29. 4. 7

## 山形県告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
なりさわ歯科クリニック	山形市成沢西一丁目6番48号	平成30. 1. 31
永田歯科医院	山形市大字松原303番地10	同 2. 15
桜井歯科医院	鶴岡市大山二丁目19番11号	同 2. 28
ゆめ咲薬局	鶴岡市みどり町29番22-1号	同 3. 31
酒田市国民健康保険地見興屋診療所	酒田市地見興屋字前割7番地の2	同
酒田市飛島診療所	酒田市飛島字勝浦甲66番地	同
酒田市国民健康保険松山診療所	酒田市字西田8番地の1	同
桜田調剤薬局	山形市桜田東二丁目9番19号	同 4. 30
ポプラ薬局	鶴岡市東原町25番20号	同
真室川薬局	最上郡真室川町新町408番地2	同

#### 山形県告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人社団清明会介護老人保健施設エーデルワイス	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	新庄市大字本合海字福田界1802番地3	平成28. 8. 2
訪問リハビリテーションちわら	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	鶴岡市茅原字草見鶴21番1号	平成30. 4. 19
医療法人社団喜六会みわき歯科クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	米沢市中央六丁目1番15号	同 5. 16

## 山形県告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
介護老人保健施設フローラさいせい  
山形市小白川町二丁目3番1号
- 2 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山形県 済生会老人保健施設フローラさいせい	介護老人保健施設フローラさいせい	平成20. 4. 1

## 山形県告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ほほえみサービス米沢  
米沢市門東町二丁目7番21号
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
特定非営利活動法人「ほほえみサービス米沢」	ほほえみサービス米沢	平成29. 4. 15

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
米沢市大町三丁目4番15号	米沢市門東町二丁目7番21号	平成29. 4. 15

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
介護老人保健施設フローラさいせい  
山形市沖町79番1
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市小白川町二丁目3番1号	山形市沖町79番1	平成30. 3. 4

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

東根市地域包括支援センター中央  
東根市中央一丁目3番5号

## (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市地域包括支援センター	東根市地域包括支援センター中央	平成30. 4. 1

## 山形県告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
介護老人保健施設フローラさいせい	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	山形市小白川町二丁目3番1号	平成29. 12. 31
特定非営利活動法人「ほほえみサービス米沢」通所介護事業所	通所介護 介護予防通所介護	米沢市門東町二丁目7番21号	平成30. 3. 13
ゆめ咲薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市みどり町29番22-1号	同 3. 31

## 山形県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
加 藤 美 夕	春 日 接 骨 院	米沢市春日五丁目2番22号	平成30. 3. 27
河 内 晴 基	からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～ からだ元気治療院 天童店	山形市飯田三丁目2番22号 天童市東久野本三丁目1番41号	同 4. 1
小 川 結 衣	からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～	山形市飯田三丁目2番22号	同 4. 9
高 嶋 信 司	からだ元気治療院 山形中央店～鍼灸～ からだ元気治療院 天童店	山形市飯田三丁目2番22号 天童市東久野本三丁目1番41号	同 4. 18
辻 清 仁	辻整骨院	山形市清住町二丁目9番34号	同 4. 21
石 山 敏	在宅訪問マッサージか がやき 寿安山形店	東根市若木通り一丁目8番2号	同 5. 24

## 山形県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 松 新 一	西置賜郡飯豊町大字椿438番地
同	高 橋 敏 夫	同 高峰3181番地
同	船 山 寿 一	同 添川1516番地
同	内 谷 良 一	長井市今泉738番地
同	高 橋 昭 一	東置賜郡川西町大字黒川133番地
同	加 藤 俊 一	同 大塚1392番地
同	金 子 昭 雄	同 西大塚876番地
同	高 橋 文 勝	同 上奥田3427番地4
同	米 野 則 雄	同 中小松2880番地
同	村 山 邦 男	同 玉庭2660番地1
監 事	安 部 宗 右 衛 門	西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の1



同	嶋 貫 幸 一	長井市時庭722番地
同	横 山 晶 一	東置賜郡川西町大字小松1457番地

**山形県告示第576号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	長 谷 川 和 郎	東置賜郡川西町大字大塚1439番地
同	井 上 禎 夫	西置賜郡飯豊町大字高峰931番地 1
同	舩 山 寿 一	同 添川1516番地
同	小 松 新 一	同 椿438番地
同	内 谷 良 一	長井市今泉738番地
同	高 橋 昭 一	東置賜郡川西町大字黒川133番地
同	金 子 昭 雄	同 西大塚876番地
同	米 野 則 雄	同 中小松2880番地
同	村 山 邦 男	同 玉庭2660番地 1
同	高 橋 文 勝	同 上奥田3427番地 4
監 事	安 部 宗 右 衛 門	西置賜郡飯豊町大字小白川59番地の 1
同	嶋 貫 幸 一	長井市時庭722番地
同	横 山 晶 一	東置賜郡川西町大字小松1457番地

**山形県告示第577号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、米沢平野土地改良区の次の役員の住所に次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び 監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	内藤和典	米沢市窪田町窪田2212番地	米沢市中央四丁目2番25号

**山形県告示第578号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林を指定する予定である旨の通知があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西村山郡西川町大字月山沢字石御堂嶽（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字石御堂嶽（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字石御堂嶽（次の図に示す部分に限る。）
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第579号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第11項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成30年7月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 日時 平成30年7月18日（水） 午後2時から
- 2 場所 東根市神町東四丁目4番8号  
東根市神町防災センター2階会議室
- 3 申請者 東根市神町西一丁目5番11号  
有限会社新永製作所 代表取締役 福永篤人
- 4 建築物の計画 東根都市計画区域内の準工業地域である東根市神町西一丁目地内での工場の増築（鉄骨造2階建て、延べ面積1,141.27平方メートル）

**山形県告示第580号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高畠町役場において縦覧に供する。

平成30年7月13日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定の番号 私道置総建第342号

- 2 指定の場所 東置賜郡高島町大字高島字町尻746番4  
 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
 延長22.70メートル  
 4 指定年月日 平成30年7月2日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第31号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
 平成30年7月13日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
 委 員 長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中 「三友堂リハビリテーションセンター // 成島町三丁目2-90」を

三友堂リハビリテーションセンター	//	成島町三丁目2-90	に改め、5 介護老人保健
米沢こころの病院	//	アルカディア一丁目808番地の32	

- 施設の項の表中 「 // 小白川町二丁目3-1」を 「 // 沖町79番地の1」に改める。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
 平成30年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名 称  
 特定非営利活動法人長井慈愛会
- (2) 代表者の氏名  
 平 一男
- (3) 主たる事務所の所在地  
 長井市屋城町2番1号
- (4) 定款に記載された目的  
 この法人は、精神障害者に対して、社会生活に適應できるような支援及び事業並びに精神衛生に関する知識の普及を行う事業を行い、精神障害者の地域生活の安定向上を支援し、もってノーマライゼーション社会の構築並びに社会福祉の進展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日

平成30年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 がくほれんwith酒田

(2) 代表者の氏名

佐藤 義朗

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市新橋二丁目1番地の19

(4) 定款に記載された目的

この法人は、酒田市の小学生を対象に、主に学童保育事業を行い、放課後及び学校休校日に保護者が家庭にいない子どものために、豊かで安全な生活と遊び場を築き、児童の健やかな育成を図るとともに、健全な地域社会の確立に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運転免許証 I C 追記装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成30年8月28日（火）午後3時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量

運転免許証 I C 追記装置の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成31年1月1日から平成36年12月31日までとする。

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴

力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300番 山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係

電話番号023(655)2150

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係で交付する。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年8月6日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年7月26日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and Maintenance Service of A Recording System for Driver's License Card's IC chip 1 unit

(2) Time-limit for tender: 3:30 P.M. August 28, 2018

(3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural

Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi, Yamagata-ken 994-0068 Japan TEL023 (655)2150

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
微物分析装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部刑事部刑事企画課総括室 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
- 5 落札金額 3,409,344円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
平成30年5月11日

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成30年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成30年7月13日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理 事 長 磯 部 力

- 1 試験の日時  
平成30年11月11日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所  
山形市平久保100番地 山形国際交流プラザ
- 3 試験の科目及び方法  
(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口での配布

配布場所	所在地	配布期間
山形県企画振興部市町村課	山形市松波二丁目8番1号	平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
山形県村山総合支庁	山形市鉄砲町二丁目19番68号	
山形県村山総合支庁西村山地域振興局	寒河江市大字西根字石川西355番地	
山形県村山総合支庁北村山地域振興局	村山市楯岡笛田四丁目5番1号	
山形県最上総合支庁	新庄市金沢字大道上2034番地	
山形県置賜総合支庁	米沢市金池七丁目1番50号	
山形県置賜総合支庁西置賜地域振興局	長井市高野町二丁目3番1号	
山形県庄内総合支庁	東田川郡三川町大字横山字袖東19番1	
山形県行政書士会	山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会館	平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで（同月13日（月）から同月15日（水）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

## (2) 郵送による請求

平成30年7月9日（月）から同年8月24日（金）まで（同日まで必着とする。）に、住所、氏名及び郵便番号を記載し、140円分の郵便切手を貼付した返信用封筒（角型2号：A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）を同封の上、下記の宛先まで請求すること。なお、配布は、平成30年7月30日（月）以降とする。

宛先 〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成30年7月30日（月）から同年8月31日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、簡易書留で郵送すること。）

ハ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）を貼付したもの）

## (2) インターネットによる受験申込み

受付期間は、平成30年7月30日（月）午前9時から同年8月28日（火）午後5時までとする。同日午後5時までに入力を完了していない場合は、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

なお、入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、確認すること。

## (3) 受験手数料

7,000円（払込方法については、試験案内を確認すること。）

## (4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター（電話番号03(3263)7700）

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方等は、障がい等の状況により必要な措置を講ずることがあるので、希望する者は、受験申込みに先立って必ず5の(4)の連絡先へ相談すること。なお、特例措置の手続については、試験案内

を確認すること。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成31年1月30日（水）午前9時

(2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。